

議案第 4 号

川崎市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

川崎市新型インフルエンザ等対策本部条例を次のとおり制定する。

平成 25 年 2 月 14 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、川崎市新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 川崎市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括する。

2 本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部の事務を整理する。

3 本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市職員以外の者を会議に出席させたときは、その者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において準用する同法第26条の規定に基づき、川崎市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定するものである。